

令和6年1月23日招集

令和6年 第1回

東根市農業委員会定例総会議事録

東根市農業委員会

令和6年第1回東根市農業委員会定例総会議事録

1. 令和6年第1回東根市農業委員会定例総会を東根市役所401・402会議室に招集した。

1. 令和6年1月23日（水） 午前10時00分開会

1. 出席委員は、次のとおりである。（17名）

1番 大江 正好	2番 本田 勝彦	3番 門脇 功
4番 東海 林光輝	6番 寒河江 一浩	7番 庄子 裕絵
8番 高岡 貞雄	9番 仲野 孝藏	10番 石山 一穂
11番 吉田 好春	12番 岡田 邦弘	13番 栗原 洋幸
14番 阿部 昇	15番 大内 恒一	17番 岡田 和敏
18番 瀬野 幸太郎	19番 菅原 繁治	

1. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 報第1号 農地賃貸借契約の合意解約について
- 第5 議第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 第6 議第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第7 議第3号 農用地利用集積計画について
- 第8 議第4号 東根農業振興地域整備計画の変更について
- 第9 農地あっせん委員会の報告
- 第10 農地転用委員会の報告
- 第11 地区委員会の開会及び報告

1. 事務局出席者は、次のとおりである。

事務局長	岡田 正樹	農政主査兼係長	松岡 義朗
農地係長	後藤 美智子	主任	杉浦 ひとみ

1. 議長 農業委員会会長 菅原 繁治

1. 議事の顛末

【議長】

只今から、令和6年第1回東根市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の総会に欠席の届出ありました委員は、5番 高岡茂雄委員であります。

従いまして、出席委員の数も定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

9番 仲野孝藏委員、10番 石山一穂委員、以上2名の委員を指名いたします。

次に日程第2、会期の決定でありますがお諮りいたします。農業委員申し合わせ事項第7項により、会期を本日限りにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、本総会の会期は本日一日限りに決定いたします。

次に、日程第3、諸般の報告を行います。

第12回定例総会後の農業委員会事務処理等の内容は、別紙お手元に配付している資料のとおりでありますのでご了承願います。以上で諸般の報告を終わります。

これより、議事に入ります。

日程第4、報第1号農地賃貸借契約の合意解約についてから、日程第8、議第4号、東根農業振興地域整備計画の変更についてまでの、1報告と4案件を一括議題といたします。

これより議案の説明を求めます。岡田事務局長。

【岡田事務局長】

令和6年、第1回東根市農業委員会定例総会、議案書に基づき、その内容について、ご説明いたします。1頁をお開き下さい。

今月の農地賃貸借契約の合意解約の届出は25件です。

報第1号 農地賃貸借契約の合意解約について

農地法第18条第6項の規定により通知があった、別紙土地に係る合意解約については、同条第1項ただし書きに該当し、県知事の許可を要しないものであることを確認したので、本会に報告するものであります。2頁をお開き下さい。

農地賃貸借契約の合意解約関係

受付番号1番 土地の所在：大字東根元東根字白金●●●●、地目、登記簿：田、現況：田、地積：3,103 m²。賃貸人住所氏名：東根市大字長瀬●●●● ●●●●、賃借人住所氏名：東根市大字長瀬●●●● ●●●●。解約後の利用：中間管理機構利用し、受け手の

変更となります。

以下、受付番号2番から4頁の受付番号25番までの24申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。5頁をお開き下さい。

今月の農地法第3条の許可申請は、14件です。

議第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

農地法第3条第1項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の議決を求めるものであります。6頁をお開き下さい。

農地法第3条第1項の規定による許可申請関係、所有権移転

受付番号1番 土地の所在：大字若木字若木●●●●、地目、登記簿：畑、現況：畑、地積：7,691㎡他1筆。譲渡人住所氏名：東根市板垣西小路●●●● ●●●●。事由：すでに分家独立している子供へ一括贈与、経営面積：92a。譲受人住所氏名：山形市鈴川町二丁目●●●● ●●●●。事由：一括受贈、経営面積：0aであります。

以下、受付番号2番から7頁の受付番号7番までの6申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第3条総括表（所有権移転）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。8頁をお開き下さい。

農地法第3条第1項の規定による許可申請関係、賃貸借権設定

受付番号8番 土地の所在：中央東二丁目●●●●。地目、登記簿：畑、現況：畑、地積：1,656㎡他3筆。貸人住所氏名：東根市中央東二丁目●●●● ●●●●。事由：高齢化による経営縮小、経営面積：73a。借人住所氏名：東根市神町南二丁目●●●● ●●●●。事由：経営規模拡大、経営面積：116aであります。

以下、受付番号9番から9頁の受付番号14番までの6申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第3条総括表（賃貸借権設定）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。10頁をお開き下さい。

今月の農地法第5条の許可申請は、1件です。

議第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

農地法第5条第1項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の意見を求めるものであります。11頁をお開き下さい。

農地法第5条第1項の規定による許可申請関係

受付番号1番 土地の所在：大字羽入字角地●●●●。地目、登記簿：田、現況：畑、地積：1,199㎡の内330㎡。譲渡人（貸し人）住所氏名：東根市大字羽入●●●● ●●●● ● 職業：農業。譲受人（借り人）住所氏名：東根市大字羽入●●●● ●●●● 職業：

美容師。転用後の主要目的：店舗、駐車場、雪捨場、通路他。所要面積計が 330 m²、備考として使用貸借権設定、実測面積であります。

農地法第 5 条総括表は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。12 頁をお開き下さい。

ただいま説明いたしました、農地法第 5 条の申請箇所を示す、位置図でありますので、参考にして下さい。13 頁をお開き下さい。

今月の農用地利用集積計画案件は、56 計画です。

議第 3 号 農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法、第 18 条第 1 項の規定に基づく、別紙土地に係る東根市農用地利用集積計画について、本会の決定を求めるものであります。14 頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、所有権移転です。

受付番号 1 番 土地の所在：大字泉郷元沢渡字留場●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地積：639 m²。売人住所氏名：東根市大字泉郷乙●●●● ●●●●。買人住所氏名：東根市大字泉郷乙●●●● ●●●●。利用目的：樹園地として利用、移転時期：令和 6 年 1 月 23 日、対価、総額：60,000 円、支払方法：現金、支払期限：令和 6 年 2 月 15 日、引き渡し時期：令和 6 年 2 月 16 日、買人の耕作面積は 147 a であります。

以下、受付番号 2 番から 16 頁の受付番号 11 番までの 10 申請については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積計画総括表（所有権移転）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。17 頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、賃貸借権設定です。

受付番号 1 番 土地の所在：大字東根元東根字白金●●●●、地目、登記簿：田、現況：田、地積：1,102 m²。貸人住所氏名：東根市中央南二丁目●●●● ●●●●。借人住所氏名：東根市大字蟹沢 2231 番地 4 株式会社 HIGUMAファーム 代表取締役 熊沢儀行。種類：賃貸借権設定、利用目的：水田として利用、始期：令和 6 年 1 月 23 日、終期：令和 9 年 1 月 22 日、賃借料：10 a あたり 9,982 円、3 年新規、借人の耕作面積は 1,691 a であります。

以下、受付番号 2 番から 23 頁の受付番号 44 番までの 43 申請については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積計画総括表（賃貸借権設定）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。24 頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、使用貸借権設定です。

受付番号 45 番 土地の所在：大字東根元東根字津河●●●●。地目、登記簿：畑、現況：

樹園地、地積：1,897 m²。貸人住所氏名：東根市本丸北一丁目●●●● ●●●●。

借人住所氏名：東根市本丸南三丁目●●●● ●●●●。種類：使用貸借権設定、利用目的：樹園地として利用、始期：令和6年1月23日、終期：令和26年1月22日、賃借料：無償、20年新規、借人の耕作面積は120aであります。

農用地利用集積計画総括表（使用貸借権設定）は、記載のとおりです。

25頁をお開き下さい。

議第4号、東根農業振興地域整備計画の変更について

別紙、土地に係る東根農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、本会の意見を求めるものであります。

26頁をお開き下さい。

東根農業振興地域整備計画変更内容

農用地区域除外6件、面積41,748.34 m²となります。

No.1、大字蟹沢字藤の木●●●●、台帳地目：田、現況地目：畑、用途区分：農地、面積：2,018 m²、所有者：●●●●、申出者：●●●●、事業計画：資材置場

以下No.2からNo.6までの5件については、記載のとおりですので説明を省略させていただきます。27頁をお開き下さい。

只今ご説明しました農振除外申請箇所的位置図となります。

また、28頁から39頁が、申請地毎の案内図及び字切図となりますのでご参照下さい。

以上で、報告案件1件と、議案4件の説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

【議長】

次に日程第9、農地あっせん委員会の報告を農地あっせん委員会委員長より求めます。

3番、門脇功農地あっせん委員会委員長。

【3番門脇功農地あっせん委員会委員長】

はい、3番門脇です。農地あっせん委員会会議結果報告。

農地あっせん委員会を1月16日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび、提案されました議題は、農地法第3条による所有権移転の許可申請7件、賃貸借権設定の許可申請7件、合計14件の取り扱いについてであります。

農地の権利移動の許可申請案件については、去る1月12日実施の、事務局による現地調査、さらに、提案された関係地区の、農地あっせん委員による現地調査結果をもとに慎重に審査を行いました。

はじめに、「所有権移転」の許可申請についてですが

受付番号1番及び2番の申請事由は一括受贈となります。受付番号3番から7番の申請事由は経営規模拡大となります。

次に、賃貸借権設定の許可申請についてですが、

受付番号8番から9番及び11番から14番の申請事由は経営規模拡大となります。

受付番号10番の申請事由は新規就農となります。

なお、今月開催されました委員会において、新規就農希望者である●●●●氏への聴取も行われ、協議の結果、新規就農者として、市内農地のあっせんを行っていく事と致しました。いずれの案件も、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術などをみても問題がないこと、地域との調和に支障がないことから、許可要件をすべて満たしております。

以上のことから、今月の案件は、すべて許可することが妥当であるとの意見の一致をみております。

以上が、農地あっせん委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましても、よろしくお願いいたします。

【議長】

次に、日程第10、農地転用委員会の報告を農地転用委員会委員長より求めます。

1番、大江正好農地転用委員会委員長。

【1番大江正好農地転用委員会委員長】

はい、1番大江です。農地転用委員会会議結果報告。

農地転用委員会を1月16日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび、提案されました議題は、農地法第5条による許可申請1件、東根農業振興地域整備計画の変更6件についてであります。

転用許可申請関係案件については、去る1月12日実施の当番委員、及び事務局による現地調査をもとに審査を行いました。

はじめに、農地法第5条についての農地区分、及び、立地基準の判断であります

受付番号1番については、農地の規模が10ha以上の区域にあるため第一種農地となりますが、集落に接続して店舗を整備するものであります。

農地区分(第一種農地)「第2の1の(1)のイの(ア)a」に該当

立地基準(第一種農地)「第2の1の(1)のイの(イ)c(e)」に該当

以上を踏まえ、許可基準に留意し、各申請内容を検討した結果、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

次に、東根農業振興地域整備計画の変更についてであります。農用地区域除外の6件

につきまして農地転用案件と同様に事務局及び当番委員による現地調査、さらに、独自調査を基に内容を慎重審議した結果、

申請番号1番については、隣接敷地の面積の2分の1以内で資材置き場、申請番号2番については、集落に接続して農家住宅、申請番号3番については、国道、県道の沿道区域内に物流施設、申請番号4番については、集落に接続して一般住宅、申請番号5番及び6番については、鉄道の駅から概ね500mの区域内で建築条件付き売買予定地を整備するものであります。いずれの申請につきましても同意することについて、やむを得ないとの意見の一致をみたところであります。

以上を踏まえ、許可基準に留意し、各申請内容を検討した結果、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

以上が、農地転用委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましても、よろしくお願いいたします。

【議長】

以上で議案の説明と農地あっせん委員会、及び、農地転用委員会の報告を終わります。

これより、質疑を行います。ご質疑ありませんか。質疑もないようですから終結いたします。

次に、日程第11、地区委員会の開会及び報告についてであります。お諮りいたします。

ただいまから、15分の時間内で地区ごとに議案を審議していただき、その結果について報告を願うことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

それでは、これから速やかに地区委員会の開会をお願いします。

それでは15分をめぐりに、地区委員会の開会をお願いいたします。

なお、議第3号、農用地利用集積計画について、10番石山一穂委員、13番栗原洋幸委員、及び15番大内恒一委員が、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与に関する制限に該当します。したがって、この議事に参与することが出来ないことをご了承願います。

ここで、暫時休憩いたします。

(地区委員会及び休憩)

【議長】

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。これより地区委員会の審議の結果の報告を求めます。最初に、東根・神町地区委員会の報告をお願いします。

【7番庄子裕絵委員】

7番庄子です。東根・神町地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、

議第1号については、一括受贈及び経営規模拡大によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第3号については、水田、畑及び樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしく願いいたします。

【議長】

次に、東郷・高崎地区委員会の報告をお願いします。

【17番岡田和敏委員】

17番岡田です。東郷・高崎地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、

議第1号については、一括受贈及び経営規模拡大によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第3号については、水田、畑及び樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

議第4号については、農地転用委員会の報告と同様、要件を満たしており、やむを得ないと認め、同意することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしく願いいたします。

【議長】

次に、大富・小田島・長瀬地区委員会の報告をお願いいたします。

【14番阿部昇委員】

14番阿部です。大富、小田島、長瀬地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、

議第1号については、経営規模拡大及び新規就農によるもので、農地あっせん委員会の

報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第2号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第3号については、水田、畑及び樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

議第4号については、農地転用委員会の報告と同様、要件を満たしており、やむを得ないと認め、同意することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしくお願いいたします。

【議長】

これをもちまして、各地区委員会の審議の結果の報告を終わります。

これより採決に入ります。

報第1号、農地賃貸借契約の合意解約については、報告事項でありますのでご了承願います。

それでは、始めに、議第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、議第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、以上、2案件について一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議第1号から議第2号について、農地あっせん委員会、農地転用委員会、及び地区委員会の審議のとおり、許可すること、及び許可相当との意見を付することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

議第1号から議第2号については、許可すること、及び、許可相当との意見を付することに決しました。

次に、議第3号、農用地利用集積計画について、採決いたしますが、その前に、10番石山一穂委員、13番栗原洋幸委員、及び、15番大内恒一委員に申し上げます。あなたは、議事参与に関する制限に該当しますので、しばらくの間、退席願います。

お諮りいたします。

議第3号について、地区委員会の審議のとおり、決定することに賛成の方の挙手を求め

ます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

議第3号については、決定することに決しました。

10番石山一穂委員、13番栗原洋幸委員、及び、15番大内恒一委員の復席を求めます

10番石山一穂委員、13番栗原洋幸委員、及び、15番大内恒一委員に申し上げます。

ただいま、議第3号については、決定することに決しましたので報告いたします。

次に、議第4号、東根農業振興地域整備計画の変更について、採決いたします。

お諮りいたします。

議第4号について、農地転用委員会、地区委員会の審議のとおり、同意することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

議第4号については、同意することに決しました。

以上で、日程の全部を終了いたします。

これもちまして、令和6年第1回東根市農業委員会定例総会を閉会いたします。

大変、ご苦勞様でした。

午前10時40分 閉会

上記議事の顛末を記載しこれに相違ないことを証しとするためここに署名する。

東根市農業委員会定例総会

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員